

# 平成30年度あおりマイスター募集案内

## 1 趣旨

「ものづくり」の現場では、熟練技能者の不足、また、技能・技術者の高齢化や後継者難が深刻化し、基盤技術を支える優れた技能・技術者の確保・育成が急務となっています。

青森県では、基盤技術を支える優れた技能・技術者の確保・育成を図るため、平成12年度から、ものづくりの基盤技術を支える優れた技能・技術者を「あおりマイスター」として認定し、その社会的評価を高めるとともに、マイスター自身の技術力の向上と後進の指導等を通じて、技能・技術の継承・発展と人材の育成を図り、青森県製造業の振興を目指すこととしています。

### 《あおりマイスターの活動例》

本県製造業の振興、技能・技術の継承・発展と人材の育成を図るための活動が想定されています。

- (例)・小中高校や職業能力開発施設などでのゲストティーチャーや技能指導
- ・ 関係団体等の主催する研修会講師
  - ・ 県内企業のレベルアップのための技術指導
  - ・ 講演会、シンポジウム、セミナー等の講師・パネリスト・実演
  - ・ その他ものづくりに関する活動

## 2 あおりマイスターの対象技術

ものづくり基盤技術の振興のため平成11年6月に施行された「ものづくり基盤技術振興基本法」に定める「ものづくり基盤26技術」が対象です。「発酵、製造過程の管理」や「プレス加工、研磨、裁断、切削、溶接(板金)」といったように、26技術を組み合わせて認定することもできます。

### ものづくり基盤技術振興基本法第2条の「ものづくり基盤技術」(26技術)

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 設計に係る技術                                     | 14. 熱処理に係る技術          |
| 2. 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鑄造及びプレス加工に係る技術 | 15. 溶接に係る技術           |
| 3. 圧延、伸線及び引抜きに係る技術                             | 16. 溶融に係る技術           |
| 4. 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術                         | 17. 塗装及びめっきに係る技術      |
| 5. 整毛及び紡績に係る技術                                 | 18. 精製に係る技術           |
| 6. 製織、剪毛及び編成に係る技術                              | 19. 加水分解及び電気分解に係る技術   |
| 7. 縫製に係る技術                                     | 20. 発酵に係る技術           |
| 8. 染色に係る技術                                     | 21. 重合に係る技術           |
| 9. 粉碎に係る技術                                     | 22. 真空の維持に係る技術        |
| 10. 抄紙に係る技術                                    | 23. 巻取りに係る技術          |
| 11. 製版に係る技術                                    | 24. 製造過程の管理に係る技術      |
| 12. 分離に係る技術                                    | 25. 機械器具の修理及び調整に係る技術  |
| 13. 洗浄に係る技術                                    | 26. 非破壊検査及び物性の測定に係る技術 |

※申し込み、問い合わせは9月4日までに三戸町商工会にご連絡ください(22-2131)

### 3 認定要件

下記の全ての項目に該当する方を認定します。  
※「あおもりマイスター認定者リスト」参照

#### あおもりマイスター認定要件

- (1) 対象技術に20年以上の従事経験を有する、現役の卓越した技能・技術者であって、県内に5年以上在住又は在勤していること。
- (2) 前条に掲げる技術に関する技能検定一級（又は準一級）以上の資格取得者又はこれらと同等の技能を有する者、公的資格がある職種は、資格取得者であること。
- (3) 技術革新に対応し、新たな技術の習得や製造現場の生産性の向上に積極的に取り組んでいること。
- (4) 後進の指導育成の能力と熱意を持ち、実際に「あおもりマイスター」として活動可能であること。
- (5) その保有する技能・技術を公開することができること。
- (6) 所属企業がマイスターとしての職能を評価し、その活動に理解があること。
- (7) 他の技能・技術者の模範となり、周囲から尊敬される人格を有していること。

### 4 認定方法

#### (1) 事前調査：

平成30年9月中旬 ～ 10月中旬 予定

申請書を受理した後、事務局により事前確認を行う場合があります。

#### (2) 事前審査（現地確認）

平成30年9月中旬 ～ 10月中旬 予定

事前確認終了後、あおもりマイスター認定審査会審査員等により、申請者の実務状況を調査します（会社訪問等の実施）。

#### (3) 認定審査会（本審査）

平成30年11月 予定

あおもりマイスター認定審査会による資格要件及び技術・技能レベル等の審査を経て決定します。

＜方 法＞：候補者本人によるプレゼンテーション（5分）

候補者と審査員の意見交換（5～10分）

### 5 認定書授与式等

平成30年12月 予定

知事が認定します。当日は、認定証及びマイスターバッジを授与します。

### 6 申込方法

所定の「認定申込書」（あおもりマイスターホームページよりダウンロードできます。）に必要事項を御記入の上、下記の問い合わせ先までお申し込みください。

自薦・他薦を問いません。

### 7 募集期間

平成30年7月31日（火）～ 平成30年9月7日（金）

### 8 問い合わせ・認定申込書提出先

青森県商工労働部産業立地推進課 担当：産業人材グループ 渡邊

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

TEL：017-734-9386（直通） FAX：017-734-8109

あおもりマイスター 募集

検索